

【アメリカ】新戦略兵器削減条約の批准承認

2010年12月22日、連邦議会上院は、米露間の新戦略兵器削減条約(新 START 条約)の批准を、賛成 71、反対 26 で承認した。オバマ大統領は承認を求めて上院共和党側と数か月にわたり交渉を続けてきた。条約は、2009年12月に失効した第一次戦略兵器削減条約(START1)を引き継ぎ、さらに削減を進めるものであり、2010年4月8日に調印された。主要な内容は次のとおりである。①両国それぞれの核弾頭配備数を 1,550 発に制限する。これは 1991年の START1 より 74%の削減で 2002年のモスクワ条約より 30%の削減。②大陸間弾道ミサイル(ICBM)等の運搬装置について総数を 800 に制限し、このうち配備されたものについては 700 に制限する。③条約の履行状況を確認するための体制を設ける。④アメリカのミサイル防衛システムについては、計画中的のものも含めて、実験、開発、配備を制限しない。また、長距離通常攻撃兵器についても制限しない。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】減税・失業保険・雇用法成立

2010年12月17日、減税・失業保険延長・雇用創出法(P.L.111-312)が成立した。中間選挙前から争点となっていたブッシュ前政権の減税を延長する法律で、2001年法及び2003年法による減税を所得に関係なく今後2年間延長する。オバマ大統領は富裕層への減税を廃止する方針だったが、中間選挙での敗北により共和党側に譲歩した。民主党側が支持していた失業保険の延長も盛り込まれ、州の失業保険が切れた失業者に連邦の失業保険を2012年末まで給付する。2011年については雇用主が支払う支払給与税の税率が6.2%から4.2%に、個人事業主については12.4%から10.4%に2%引き下げられた。財源は、連邦の予算から補てんされる。2009年末で失効した不動産税を2012年末まで2年間更新する。中小企業の投資減税も盛り込まれた。減税と雇用対策等で今後10年間の財政負担の総額は8578億ドルとなり、このうち減税の延長の総額が4076億ドルに上る。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【EU】電子政府行動計画 2011-2015 の策定

欧州委員会は、市民や企業が事業登記、社会保障等の受給申請、大学入学手続、公共調達への入札等をインターネット上で行うようにする政策文書「情報通信技術を利用して、賢く持続的で革新的な政府を促進する電子政府行動計画2011-2015」を策定し、2010年12月15日に公表した(COM(2010)743)。これは、欧州連合(EU)各加盟国の公共機関と協力して、40の具体的な措置を今後5年間に導入することにより、公共機関がインターネットを通じて提供するサービスの拡大・向上を図るものである。電子政府推進は、利便性だけでなく、EUの競争力向上及び予算の節減を追求するもので、2015年までの電子政府サービスの市民利用率を50%、企業のそれを80%へと増やすことを謳った欧州デジタルアジェンダの基本項目である。この計画は、2006年の最初の行動計画「全ての人の利益のための欧州電子政府を促進するi2010電子政府行動計画」(COM 2006/173final)の経験に基づいて策定されたものである。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】実験用動物の保護強化

欧州連合（EU）は、「科学目的に使用される動物の保護に関する 2010 年 9 月 22 日の欧州議会及び理事会指令 2010/63/EU」を 2010 年 10 月 20 日に公布、20 日後に施行した。教育、訓練及び研究等科学目的に使用する動物の保護に関しては、1986 年に、各加盟国間の不均衡を解消するための指令 86/609/EEC が制定されていた。今回は、これを廃止して新たな指令を制定するもので、2008 年に欧州委員会によって提案されて以来の長い議論に決着がついたものである。新指令は、研究活動に支障をきたすことなく、実験用動物の保護を強化することを意図するもので、3R（Replace, Reduce, Refine）、すなわち、動物以外の代替手段がない場合に限り、最小限の個体に、危害を最小限に抑える手法を用いることが求められる。対象は、脊椎動物及び苦痛を感じると見られるその他の種とされ、例外を除いて絶滅危惧種や霊長類の使用は禁じられた。各加盟国は同指令を国内法に移行し、2013 年から適用しなければならない。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】2010 年 EU 拡大計画評価の公表

欧州委員会は 2010 年 11 月 9 日、欧州連合（EU）の拡大計画を評価してまとめた政策文書「拡大戦略及び主要課題 2010-2011」を公表した（COM(2010) 660）。これは欧州委員会が毎年公表するもので、候補各国の加盟準備の進捗状況、今後の課題等を示している。各国の加盟準備進捗状況は次のとおりである。クロアチアとの交渉は最終段階に入っており、司法・基本権の分野で規準に従うことが期待されている。トルコとの交渉が促進されるためには、同国の関税同盟の義務の完全実施及びキプロスとの関係正常化が必須であるとしている。アイスランドとは 7 月に交渉が開始された。マケドニア旧ユーゴスラビア共和国との交渉が開始されるためには、同国が政治的規準を満たすこと等が必要であるとの前年の見解を踏襲した。モンテネグロ及びアルバニアに対しては、交渉を開始するに当たって必要な多くの条件が勧告で示された。セルビアの加盟申請は 10 月に理事会から欧州委員会に回付され、現在、同委員会が意見準備中である。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【イギリス】2010 年地方自治法の制定

日本の地方自治は全国一律に都道府県と市区町村の二層制であるが、イギリスでは二層制と一層制が混在している。前労働党政権時代に制定された 2007 年地方自治及び保健サービス住民参加法（同年法律 28 号。以下「2007 年法」）第 7 条の規定により、地方自治体の提案する一層制の地方議会を国務大臣の命令で設置することが可能となった。2010 年 4 月 1 日にはノリッジ市議会及びエクセター市議会を一層制の地方議会として設置する命令が施行されたものの一審の高等法院の判断で無効とされ、また、サフォーク州内に一層制の地方議会を設置する提案が懸案事項となっている。2010 年 12 月 16 日に制定された 2010 年地方自治法（同年法律第 35 号）は今後 2007 年法第 7 条に規定する命令の制定ができないものとして一層制の地方議会の設置計画の中止を図るものであり、保守・自民連立政権は 2010 年総選挙後の政権綱領の中で消防の地方負担を強いるものとしてこれらの地方議会の再編を中止する意向を示していた。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】2010年テロリスト資産凍結等法(2010年法律第38号)の制定

イギリスは国連安保理決議 1373 号等によりテロ行為者の資産凍結を求められ、当初、テロへの関与が疑われた者の資産凍結に関する規定がいくつかの勅令で定められた。最高裁判所は、これらの勅令の一部について、2010年1月27日に1946年国連法(同年法律第45号)第1条による委任立法の範囲を超えるものと判断し、同年2月4日にはその無効を確認した。そこで、あくまでも2010年12月31日を期限とする暫定的な立法措置として、従前の勅令を有効に制定されたものとみなして一時的に同令上の資産凍結措置の効力の維持を図る2010年テロリスト資産凍結(暫定条項)法(同年2月10日法律第2号)が制定された。その後改めて2010年12月16日に制定されたテロリスト資産凍結等法(同年法律第38号)は、議会制定法で従前の勅令に代わる恒久的な制度を定めるものである。同法には、資産凍結に関する規定のほか、資金洗浄やテロリスト融資等に関する措置の回避行為の禁止に関する若干の規定がある。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】対アイルランド融資法の制定

2010年11月28日、アイルランド当局、欧州委員会、EU各国財務相、IMF及び欧州中央銀行の間で行われた協議を経て、不動産バブルの崩壊で巨額の損失を抱えた国内銀行の再建にあえぐアイルランドに対するEUとIMFによる総額850億ユーロの緊急財政支援が決定された。同国の銀行に多額の債権を有する大手行を実質国有化しているイギリスも、ユーロ圏外ながら積極的な関与を余儀なくされ、支援の一端を担って2国間融資をすることとなった。2010年対アイルランド融資法(同年法律第41号)は、金銭法案として提出されてから6日後の12月15日に下院で、13日後の12月21日に上院で可決され、即日女王の裁可を得て成立した。同法は、財務省に対し、2010年12月9日から2015年12月8日まで32億5千万ポンドを限度とするアイルランド向けの融資権限及びこの限度額の増額に関する命令を下院の承認を得て制定する権限を与え、融資の状況について概ね半年ごとに下院に報告する義務を課している。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【フランス】「Google 税」導入

2011年予算(「2011年予算に関する2010年12月29日の法律第2010-1657号」)により「Google 税」の通称で注目された「オンライン広告サービス税」が成立し(第27条)、租税一般法典に追加される形で導入された。これはフランス国内の広告主に対し、ウェブ広告の広告枠購入時に1%の税率で課税するものである。徴収方法はEUの付加価値税制度に則り、脱税対策として提供者と購入者が提出する申告書の照合が行われる。成立した税制は政府が検討していたGoogle等の広告枠を提供する側への課税ではなくなったので、「Google 税」という通称は不適切とされている。政府は大部分が外国に本拠地を置く検索エンジン等への直接課税を困難と判断し、法案に盛り込まなかったが、上院の審議で今回の形で追加され成立した。徴収の開始時期は政府の意向で、当初の2011年1月1日から2011年7月1日に延期され、影響調査等が行われる。広告業界やウェブ業界からは、国内の中小企業が不利になるとして、強い反発が起こっている。(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】 電力市場組織法の制定

「新しい電力市場組織を定める 2010 年 12 月 7 日の法律第 2010-1488 号」が成立した。フランスでは電力の小売供給業者を自由に選択できる。しかし、既存業者であるフランス電力公社（EDF）は原子力発電所を所有しており安価に電力を提供できるため、新規参入業者は料金面で競争力に劣り、市場の約 96%を EDF が占めている。そこで、同法は、EDF の生産電力のうち毎年 100 テラワットを上限とする量を他の小売供給業者に売却することを定めた。売却料金はエネルギー規制委員会の意見に基づき、経済担当大臣とエネルギー担当大臣のアレテ（省令）によって決定される。これにより新規参入業者の価格が市場での競争力を得ることが期待される。なお、電気料金を安価に抑え電力供給を安定させることを目的として政府が定め、これまで EDF などの既存業者の電気料金に適用されてきた「規制料金」は、家庭などの小口の消費者に対しては存続するが、産業用など大口の消費者に対しては 2015 年末までに撤廃されることとなった。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 大学自治関連法の制定

「高等教育機関の不動産の運営、大学間協力組織、大学教員の採用と雇用の条件に関する 2010 年 12 月 13 日の法律第 2010-1536 号」が成立した。2007 年に「大学の自由と責任に関する法律」が成立し、大学は国有の大学施設と土地の所有権を移譲されることが可能となった。しかし維持・補修費用の負担を嫌い、まだ所有権を得ていない大学が多い。これは民間機関等が大学施設を占有して活動を行うような産学連携計画策定の障害となっている。そこで同法は、所有権の譲り受け前でも大学が建物の物権を第三者に与える契約を交わすことを可能にした。契約には監督機関の同意とその財産を使用する公共サービスの継続性を保証する条項が必要となる。その他、高等教育機関の連携組織である「研究・高等教育拠点（PRES）」に、国家が認証する国家学位（diplômes nationaux）を授与する資格が与えられた。こうした規定により国際的に知名度の低いフランスの高等教育機関の競争力の向上が図られている。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】 たばこ税の引上げ

2010 年 12 月 27 日に公布された「消費税諸法第 5 次改正法」によりたばこ税法が改正され、EU のたばこ増税指令 2010/12/EU（『外国の立法』243-2 号(2010.5)[立法情報]【EU】「たばこ増税指令の制定」参照）が国内法化された。これにより、たばこ税が引き上げられた。急激に税金を引き上げると税収が減るので、税金は段階的に引き上げられる。紙巻きたばこ 1 箱（19 本）の税金は、2011 年 5 月から 2015 年まで毎年 4-8 セントずつ引き上げられる。刻みたばこは、従来、紙巻きたばこに比べて課税負担が低かったが、紙巻きたばこから刻みたばこへ消費が移るのを防ぐために引上げ率が大きく、刻みたばこ 1 箱（40 グラム）の税金は、2011 年 5 月から 2015 年まで毎年 12-14 セントずつ引き上げられる。低価格の刻みたばこの税金は、最低課税額を満たすために、さらに 45 セント引き上げられる（たばこ税法第 2 条の改正）。今回の改正により、2011 年に 2 億ユーロ、2015 年には 10 億ユーロの税収増が見込まれている。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 銀行再編法

銀行再編法が、一部を除き 2011 年 1 月 1 日に施行された。銀行が経営破綻に陥ると、その影響は広範に及ぶ。銀行救済のための多額の公的資金の投入を回避するため、銀行の自己責任を強化する新法制定及び銀行法等の改正が行われた。新法の銀行更生法では、銀行の倒産前の再建・更生手続が定められた。経営状態の悪い銀行は、自ら再建手続を開始する。見込みのない場合には、更生手続が開始される。更生手続は、債権者の利害にも関わるため、金融システムの安定性を損なうおそれがある場合に限り認められる。この間に倒産した場合には、銀行法第 46b 条の手続に従う。銀行法の改正では、金融システムの安定性に影響を及ぼす銀行に対して、連邦金融監督庁が介入する権限について定められた(第 3 章第 4a 節)。新法の銀行再編基金法では、銀行再編基金が設置された。基金には、すべての銀行がそのリスクに応じて出資する。基金は、必要な場合には債務整理のために銀行を設立し、経営危機にある銀行の資産の全部又は一部を譲渡して業務を行う。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】 薬価制度の見直し

公的医療保険の財政改善のために、薬剤市場新秩序法により社会法典第 5 編が改正され、新薬の効能評価を迅速に行う手続が定められた。ドイツの薬価は自由価格で、参照価格制度がとられている。類似の薬剤グループごとに参照価格が設定され、保険診療であっても参照価格を上回る額は被保険者の負担となる。特許で保護された有効成分を含有する薬は参照価格制度の対象とならないが、これらに対する保険支出の 8.9%増が問題とされた。新制度では、製薬会社は、新しい有効成分を含有する新薬を最初の 1 年は自由価格で販売できる。製薬会社は同時に、新薬の追加的な効能を証明する資料を、医療関係者や疾病金庫の代表などで構成される連邦共同委員会に提出する。連邦共同委員会は、販売から 3 か月以内に製薬会社の資料に基づいて新薬の効能評価を行い、公表して 3 か月の意見公募後、効能評価を決定する。追加効能が認められない新薬は、参照価格制度の対象となる。追加効能が認められた場合には、効能評価の決定から 6 か月以内に、疾病金庫と製薬会社が協議して新薬の保険償還額を決定する。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【イタリア】 憲法裁判所による首相救済法の違憲判断

イタリアの憲法裁判所は、2011 年 1 月 13 日、2010 年 4 月 7 日の法律第 51 号「出廷の障害に関する規定」について、一部違憲の判決を下した。この法律は、首相及び閣僚は公務多忙を理由に刑事裁判の出廷を拒否できるというもので、複数の刑事事件の被告となっているベルルスコーニ首相の救済のための法律と批判されていた。憲法裁判所は、公務多忙が出廷を妨げる正当事由となり得ることは認めたが、出廷の可否の判断は裁判所が個別に行うことであるとしたうえで、この法律を憲法第 3 条（法の前の市民の平等）及び同第 138 条（憲法的法律の手続）に違反していると判断したものである。ベルルスコーニ首相は、2008 年 5 月に政権の座に返り咲くや否や、「国家の要職にある者の刑事裁判の一時停止に関する規定」（2008 年 7 月 23 日の法律第 124 号）を成立させて、訴追逃れを図った（本誌 236-2 号（2008.8）p.26 参照）。しかし、この法律も、2009 年 10 月 7 日に違憲との判断が下され、施行停止となった。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

【イタリア】EUの廃棄物指令を施行するための立法命令

「廃棄物に関するEU指令（2008/98/EC）の実施規則」（2010年12月3日の立法命令第205号）が2010年12月25日に施行された。EUの指令は、廃棄物処理に関する基本的な義務、例えば、処理を行う機関や企業の認可・登録の義務、EU加盟国の廃棄物処理計画の策定の義務などを課している。他に、廃棄物を扱うにあたって環境や人体の健康に対する影響を回避する義務、廃棄した者が廃棄コストを負担する原則等、様々な基本的事項が盛り込まれている。この実施規則により、廃棄物の分別の指示はより細分化されて厳格になり、廃棄物の不法投棄に対しては、これまでより厳しい罰則が科せられる。この実施規則は、2006年4月3日の立法命令第152号「環境に関する規範」の一部を改正するかたちをとっている。他方、ナポリなどでは、数年来の廃棄物処理問題は、処理場建設が計画通りに進展せず、解決の道を見出せないまま、ますます深刻な状況に陥っている。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

【イタリア】流出した頭脳を呼び戻すための法律の制定

2010年12月23日、「イタリアに労働者を呼び戻すための租税優遇措置」という名称の法律（2010年12月30日の法律第238号）が成立した。与野党が協力して策定されたこの法律は、内容的には「流出した頭脳を呼び戻す」ための法律である。この法律の対象は、労働者一般というより、より良い待遇や報酬を求めて、外国の大学に留学したり、外国に職を得たりする高学歴の若者、専門性の高い職業の従事者である。イタリアでは、外国で就職する優秀な若者が増加しつつあることに危機感が高まっている。この法律は、彼らをイタリアに呼び戻すために、所得税の優遇措置を設けるものである。具体的には、一定期間、30%（男性）、20%（女性）の所得控除が行われる。イタリアに2年以上居住した経験を有するEU市民も対象となる。今までにも、頭脳流出を阻止しようとする施策は講じられてきたが、それらの対象は、学術・研究分野に限定されていた。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

【ロシア】公務員数削減に関する大統領令の発令

2010年12月31日、メドベージェフ大統領は連邦機関の活動の効率化と公務員数の最適化を目的として、連邦政府の管轄下にある連邦省庁及びその下位部局の中央及び地方機関の公務員数を2011~2013年の3年間で20%削減する大統領令を発令した。同大統領令の施行時の職員数を基準とし、2011年3月31日までに5%、2012年3月31日までに10%、2013年3月31日までに20%が削減される。これによる給与の節減分のうち50%は、残った公務員の報奨に使われるとされている。大統領令を受け、2011年1月14日には2011年3月31日から政府機関の職員数の上限を1,453人と定める連邦政府命令が発令された。この発令を発表した会見でペスコフ首相報道官は、この削減分には定年退職者も含まれるとする一方、公務員の中には「自らの能率性、必要な業務能力を示すことのできない者もいる」として抜本的なリストラの可能性も示唆した。同報道官によれば連邦政府の公務員の平均年齢は45歳であり、49.52%が男性である。

（海外立法情報課・堀内 賢志）

【ロシア】新たな強制医療保険法の成立

2010年11月29日、「強制医療保険に関する連邦法」が成立し、旧法は廃止され、制度が抜本的に改正された。ロシアでは同保険制度の下で国民は全国の医療機関で無料で医療を受ける権利を持つが、実際には無料で受けられるはずの医療サービスに対する医療費の請求、ある地域の保険会社が発行した医療保険証の他地域の病院での拒否などが常態化し、また地域ごとの医療内容の格差や医療の質の低さなども問題となっていた。新法は競争原理の導入を一つの柱としており、被保険者が保険会社、医療機関、医師を選択・変更する手続が明記され、民間の医療機関なども強制医療保険制度を利用した医療を行うことができるようになり、また被保険者が医療サービスに関する義務の不履行や不適當な履行から受けた損害に対して賠償を請求する権利が強化された。医療保険証は全国统一形式となり、保険料は連邦強制医療保険基金に一旦集中され、各地域で定められた医療サービスが保障されるよう各地の基金に補助金として分配されることになる。(海外立法情報課・堀内 賢志)

【ロシア】子どもの健康・健全な発育を守る法律の制定

2010年12月28日、「アルコール製品の生産及び販売の国家規制に関する連邦法」が改正され、アルコール製品の販売者は客が未成年と疑われる場合に身分証明書等の提示を要求できることが規定された。翌29日には「健康及び発育に有害な情報からの子どもの保護に関する連邦法」が成立し、テレビ、ラジオ、出版物、インターネット等における子どもに有害な情報の包括的な規制が定められた。子どもの健康又は発育に有害な情報として、麻薬や煙草、アルコール、耽溺性のある遊び等への欲望を喚起する情報、暴力や不法行為を是認する情報、家族的価値の否定や親・家族への不敬な態度を促す情報、猥褻な罵言などが挙げられ、4時から23時までのテレビ・ラジオ放送や、出版物の表・裏表紙への掲載など、子どもの目に触れる形での流通が規制される。また、6歳未満・6歳以上・12歳以上・16歳以上等の対象年齢に応じたマークが作られ、映画やテレビ番組、出版物、インターネットサイトなどでの表示が義務付けられる。(海外立法情報課・堀内 賢志)

【韓国】世宗特別自治市の誕生

2010年12月8日、韓国国会において「世宗（セジョン）特別自治市設置等に関する特別法案」が可決され、同月27日に公布された。同市の位置する忠清南道公州市及び燕岐郡一帯は、当初首都機能移転後の行政首都として整備される予定であったが、2004年10月に憲法裁判所が首都移転に対し違憲決定を下した後は、政府機関の一部を移転する「行政中心複合都市」として建設が進められてきた。李明博政権発足後、政府は中央行政機関の移転は非効率であるとして「教育科学中心経済都市」への方向転換を企図したが、関連法案が2010年6月に国会本会議で否決されたため、政府機関の移転は不可避となった。今回制定された特別法では、同市を政府直轄で設置し、地方自治法に定める地方公共団体を置かないこと、國務総理の所轄の下に世宗特別自治市支援委員会を置くこと等を定めている。2012年7月に発足する同市には、國務総理室、中央行政機関9部2処2庁等、36の政府機関が移転する予定である。(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】大型スーパーの出店を規制

近年、韓国ではロッテスーパー、GS スーパーマーケット、ホームプラス・エクスプレス等のSSM（企業型スーパーマーケット）と呼ばれる大型スーパーの出店攻勢が続き、零細個人商店等の経営を悪化させているとして社会問題化している。韓国国会本会議において2010年11月10日に「流通産業発展法一部改正法律案」が、同月25日に「大・中小企業共存促進に関する法律一部改正法律案」が可決され、大型スーパーの出店に一定の歯止めがかけられることとなった。前者では、地方公共団体の条例により在来の市場及び商店街から半径500メートル以内への大型スーパーの進出を規制できる法的根拠が与えられた。後者では、大企業の開業、事業拡張等により中小企業の相当数の経営環境が悪化した場合に実施される事業調整制度について、従来含まれていなかったフランチャイズ方式のスーパーマーケット等によって起こる経営環境の悪化も、新たに対象に加えられた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】国家科学技術委員会の機能及び権限を強化

国の研究開発事業を効率的に管理、推進することを目的とした「科学技術基本法一部改正法律案」が2010年12月8日に韓国国会本会議で可決された。同月27日に公布され、公布から3か月後に施行される。同法改正により、これまで諮問委員会の形で設置されていた国家科学技術委員会が大統領直属の行政委員会に格上げされ、機能及び権限が強化された。同委員会は委員長1名及び常任委員2名を含む10名で構成され、委員長は国務総理の提請（提示して任命を請う）により大統領が任命する。5年ごとの科学技術基本計画の策定、各省庁間の科学技術政策の調整、研究開発事業の予算配分、事業の評価等に至るまで、同委員会が政府の科学技術政策全般を統括する。当初の政府案では、李明博大統領が自ら委員長を兼ねる方針であったが、大統領が行政委員会の長を兼ねることは憲法の規定に抵触するおそれが生じたため、委員長は長官級に変更された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】国立ソウル大学の法人化

国立ソウル大学を独立法人へ転換するための「国立大学法人ソウル大学校の設立・運営に関する法律案」が2010年12月8日、韓国国会本会議で可決され、同月27日に公布された。同法は公布から1年後に施行される。同法の成立により、同大学は国立大学法人へ転換され、大学運営の主要事項の議決等を行う理事会が設置されるとともに、法人化以前に同大学が管理していた国有財産は無償譲渡される。同大学の法人化をめぐることは、大学の自律性が高まることによる競争力の向上を期待する声がある一方、政府の財政支援が削減された場合の授業料の値上げ、収益性を優先することによる基礎学問の衰退等を憂慮する声もある。同法案は2009年12月11日に政府提出法案として国会に提出されたものの、野党民主党の反対により教育科学技術委員会に上程されることなく1年近く経過していたが、パク・ヒテ国会議長長の職権により直接本会議に上程され、今回の成立に至った。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】価格違法行為行政処罰規定の改正

価格違法行為行政処罰規定の改正に関する決定が、2010年11月29日に国務院第134回常務会議で採択され、12月4日に公布、施行された（国務院令第585号）。中国の2010年の通年での消費者物価指数は前年比で3.3%、食品価格は通年で7.2%上昇しており、国務院は4つの物価対策を検討、発表した。その対策の一つとして価格の管理監督の強化をあげ、関連する法令を整備することとした。今回の改正はその一環で、主な改正点は、悪質な買い占め、価格つりあげの共謀、値上げ情報のねつ造と流布等の違法行為により過度の価格上昇を引き起こした場合の処罰を厳格化したこと、悪質な買い占め行為の定義を行ったこと、処罰の対象を、商品売買の経営活動に直接従事している者だけでなく商品の保管場所の提供等関連サービスを提供する者にも拡大したこと等である。また、政府指導価格に従わない場合の罰則も強化した。1999年に同規定を制定、施行してから今回が3回目の改正である。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】ガス管理条例の制定

2010年10月19日に、国務院第129回常務会議において、ガス管理条例が採択、同日公布され、2011年3月1日から施行される（国務院令第583号）。近年、ガス供給事業が民間企業にも開放され、ガス事業が拡大したが、一方企業間の競争がし烈になり、同一地域で複数の企業がガス導管網を敷設する等の重複建設、違法経営、ガスの備蓄制度や緊急時の管理体制の不備、安全管理の不備及び事故の頻発等の問題が指摘されてきた。同条例はガス事業の管理や安全体制を強化し、経営者と消費者双方の合法的權益を守り、ガス事業の健全な発展を促進することを目的としている。条例では、県級以上の地方人民政府がガス開発計画を策定し、計画に基づきガス施設の建設を進めること、ガス購入コストや経営コスト及び各地域の経済水準に基づきガス販売価格を適宜調整すること、ガス事業の経営許可制度を実施すること、事故防止のためガス器具に使用ガスの種類を明示する等の安全対策を定めている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】労災保険条例の改正

労災保険条例の改正に関する決定が2010年12月8日に、国務院第136回常務会議で採択、12月20日公布され、2011年1月1日から施行された（国務院令第586号）。2010年9月現在で同保険の加入者は1億5800万人、そのうち出稼ぎ農民が6131万人を占めるといふ。主要な改正点は、従来の企業や個人事業の従業員に加え非営利団体や事業所等の従業員も対象としたこと、本人に主たる責任がない場合に通勤途中の交通事故を労災と認定する等労災適用範囲の調整を行ったこと、労災死亡一時補助金や障害一時補助金を増額したこと、労災認定の迅速化を図ったこと等で、労働者保護をより強化する内容となっている。また、従来使用者が負担していた医療一時補助金や入院時の食費補助費等を労災保険基金から給付することで使用者の負担軽減を図ったほか、省レベルでの労災基金の管理を段階的に進めることも定められた。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）